

# ご存知ですか？年末調整の電子化

## ●ほとんどが電子化へ

あまり知られていませんが、年末調整電子化は2017年から始まっており、扶養控除等申告書や保険料控除申告書はすでに電子化されています。

今年10月で、すべての書類と生命保険料控除、損害保険料控除、住宅ローン残高など、年調関連の主なデータの電子化が完了することとなります。

## 年末調整の書類と関連データの電子化状況

	年末調整の書類名	書類	関連データ
1	扶養控除等申告書	電子化済み	
2	配偶者控除等申告書 (兼) 基礎控除申告書 (兼) 所得金額調整控除申告書	今回電子化対象	
3	保険料控除申告書	電子化済み	生命保険料控除、損害保険料控除データ※
4	住宅ローン控除申告書	今回電子化対象	住宅ローン残高証明書データ

※ 小規模企業共済等掛金控除は電子化未対応。年末ぎりぎりでの払う保険料や家族分の社会保険料控除なども、データ入手ができないものは個別に届け出が必要に！

## ●年末調整電子化のメリットは？

### ◆手書き作業がカットできる

手書きより事務負担がカットでき、データ更新で住所氏名などの情報は毎年再利用できる仕組みに。

### ◆証明書紛失リスクをカバー

控除証明書を紛失すると再発行依頼が必要でしたが、電子化ならいつでもダウンロード可能に。

### ◆検算業務が不要に！

保険料データを年調ソフトに取り込むと控除額まで自動計算され検算も必要なくなります。

### ◆書類保管が不要

電子化で書類保管場所もコストも不要に！

### ◆給与計算ソフトへの入力事務のカット

従業員が年調ソフトに入力したデータを取り込むので、手書きの書類から入力していた作業をカットできます。

## ●電子化導入のネックは？

### ◆従業員用年調ソフトの使い勝手は？

PC・スマホでデータ取込みや会社への送信に使うための、従業員用年調ソフト（無償）は10月公開予定。12月の年調時期まで時間がありません。

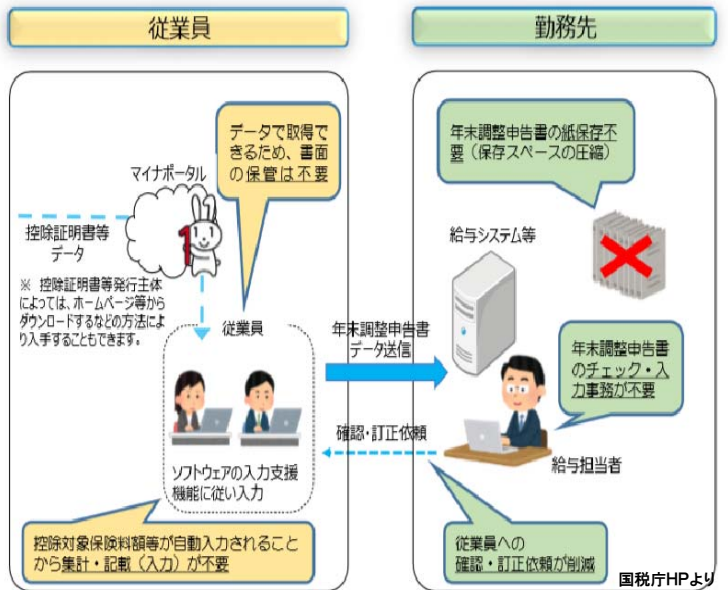
子どもの年金保険料負担など電子化できない場合、年調ソフト上で社員が入力し会社へ送信する必要があります。ソフトが使いにくくて手間取れば、却って時間をとられてしまう心配が。

### ◆給与ソフトの改修は間に合う？

会社は遅くとも10月までに、従業員用年調ソフトからデータを取り込めるよう給与ソフトを改修する必要があります。ソフト会社数社へのヒアリングでは、対応するかどうかこれから検討するという回答が目立ちました。

### ◆『年末調整は短期間で正確』が最重要課題！

年末調整の電子化は、今のところ義務ではありません。一気に進めて混乱を招くより、従業員年調ソフトで控除証明書のダウンロードを体験させるなど、段階的に活用するのもひとつでは？



## 年調電子化の準備 ◆会社編◆

### ◆従業員への周知

データの入手方法や新しい年調の事務手順の周知徹底

### ◆給与計算ソフトの改修等

現在利用の給与計算ソフト会社の対応予定等を確認

### ◆税務署への届出

“電磁的方法による提供の承認申請書”は、提出の翌月末の承認のため、今年8月末までの届出が必須。

## 年調電子化の準備 ◆従業員編◆

### ◆保険会社等からのデータ入手方法を調べておく

①各保険会社から入手するか、②マイナポータルからまとめてダウンロードするか、の2種類。マイナポータルを利用するには、マイナンバーカードの入手と保険会社等へのID登録等も必要。

### ◆従業員用ソフトの導入

10月には国税庁が、無償の従業員用年調ソフトを公開予定。マイナポータル利用の場合、マイナンバーカードのほかに、PC用のカードリーダー（有償！）やカード読み取り機能がつけられるスマホ（機種限定）が必要に！